

平成28年9月5日

各 位

北海道信用漁業協同組合連合会

平成28年台風第10号による被災者の皆さまへ

台風第10号により被災された皆さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当会では、北海道財務局長および日本銀行からの「平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置について」の要請なども踏まえ、今回の被災者の皆さまに、各営業店で以下の対応をしますので、窓口までご遠慮なくご相談ください。

<被災者の皆さまへの対応>

1. 貯金証書、通帳ならびにお届けの印鑑を紛失した場合でも、貯金者であることが確認できれば、ご貯金を払い戻します。
2. ご事情に応じて、定期貯金などの期限前払い戻し(中途解約)ならびに定期貯金を担保とする貸付もいたします。
3. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形につきましては、関係金融機関と適宜話し合いのうえ、取立ができるように努めます。
4. 災害時における手形の不渡り処分に配慮します。
5. 汚れた紙幣や硬貨の引き換えについてのご相談に応じます。
6. 災害の状況、応急資金の需要などを勘案して、審査手続きの簡便化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予など、被災者の皆さまの便宜を考慮して対応しますので、お気軽に取引店にお申し出ください。

以 上